

会員事業者各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公印省略)

2025年度 第4回

初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修の開催について

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づいた教育研修を下記の日程で開催いたします。

つきましては、参加をご希望される方は下記6. 申込方法をご確認の上、申込フォームにてお申込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、実施内容の一部は、自社で教育の補完が必要となりますので別紙をご確認ください。

記

- 日 時 令和8年2月5日（木）9：20～17：00
- 場 所 九州沖縄トラック研修会館5階（沖縄県トラック協会）那覇市港町2-5-23
- 対象者 ※別紙参照
- 講 師 ヤマト・スタッフ・サプライ 担当講師
- 受講料 無料（昼食は各自でご準備ください。）
- 申込方法 申込フォームのURL又はQRコードから申込を行ってください。

※申込期限1月28日（水）先着順

<https://forms.gle/Ep2u6UYdXTZvQVa39>



- 注意事項
 - 研修会終了後には修了証を発行致します。遅れて受講された方、途中退出された方には修了証を発行できませんのでご了承ください。また、「初任運転者」及び「一般運転者」の修了証を交付致します。「指導監督者」、「その他」として受講された方には「一般運転者」の修了証を交付致しますのでご了承ください。
 - 当日は会場駐車場が混雑し駐車できない場合もございます。お車での参加は極力お控えください。

研修対象者

①※初任運転者に対して（15時間のうちの6時間）

初任運転者に対する教育項目と時間については、別紙のとおり座学及び実車を用いた指導（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）を15時間以上実施しなければなりませんが、そのうちの6時間を本研修で受講したこととなります。実車を用いた指導（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）を含む残りの9時間以上については事業所で実施する必要があります。

※【初任運転者とは】

安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に、他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

②一般運転者について

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」（平成13年国交省告示第1366号。）の12項目について実施しています。

※貨物自動車運送事業者は上記12項目のみならず運行の安全確保に必要な技能、知識を継続的、計画的に実施する必要があります。

③指導監督者について

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」（平成13年国交省告示第1366号。）について、実際に指導者として実施している者。指導方法を学び、運転者への教育に活用していただきたいと思います。

※この研修を受講しなければ、教育・指導ができないというものではございません。